



の防止対策については、今年度の重点項目として、固有の現場条件を踏まえた具体的な取組が記載されているか、作業方法及び手順が適切か等を確認することとし、記載内容が不十分な場合は修正・再提出を求めるとともに、適切な作業手順書を作成するよう指導すること。

## 2. 安全協議会等での働きかけ及び安全パトロールにおける確認

安全協議会等において、繰り返し、リスクの軽視や慣れによる油断が事故につながっていることについて注意喚起するとともに、以下の（１）から（６）の重点項目を中心に確実な対応を行うよう受注者に働きかけること。また、安全パトロールにおいて、安全対策が確実に実施されているか確認すること。

### （１）はさまれ・巻き込まれ事故の防止対策

○はさまれ・巻き込まれの危険がある箇所、誤侵入の恐れがある箇所には、注意喚起の掲示といった危険箇所の可視化を行うとともに、新規入場者教育や日々の危険予知活動等の安全教育において関係者に周知徹底すること。

○クレーン等での吊り作業に伴う身体や手・指のはさまれ防止として、揚重前の退避及び適正な吊具の使用を徹底する。

### （２）墜落・転落事故の防止対策

○墜落・転落の危険がある作業箇所では、「労働安全衛生規則」等の関係諸法令に基づく安全装具の具備をはじめとする安全な作業環境が確保されているか、また、作業員に対し、正しい使用方法・不安全行動の禁止等が指導されているか確認を行うとともに安全教育等により関係者に周知徹底すること。

### （３）飛来・落下物による事故の防止対策

○飛来・落下の恐れがある作業箇所では、飛来防止設備を設置させ、作業員に保護具の着用を徹底させるとともに、工具等の落下防止対策として、開口部付近や架台端部等の落下しやすい場所には、工具等の物を置かないように指導すること。

また、飛散物を仮置する場合は緊結等の対策を徹底するとともに、落下の恐れがある範囲を塗料等で見える化するなどして注意喚起を促すように指導すること。

### （４）海中転落事故の防止対策

○始業前及び作業中の気象・海象予報を把握し、安全な航行ができることを確認するとともに、作業員が海中転落した場合に救助の連絡が速やかにできるよう、海上保安部、消防署等への連絡体制を構築するように指導すること。

○船舶から構造物等への乗り移り時の手順、合図等を工事関係者及び船員に周知徹底を図ること。また、はしご等の昇降設備の設置について検討し、必要な場合は措置を行うよう指導すること。

#### (5) 潜水作業事故の防止対策

- 新規入場時に潜水土本人の経験、技能を確認するとともに熟練度に応じた教育・指導を行うよう周知徹底すること。
- 潜水作業の方法、潜水作業中の人員・設備等の配置体制、場所、水深、時間、浮上位置等について十分に検討のうえ、潜水作業計画に記載し、作業開始までに潜水土をはじめとする関係者に周知徹底すること。

#### (6) 物損事故の防止対策

- 現場（現場間の移動を含む）や資機材等の運搬経路の既設構造物・架線・埋設物等については、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日付）に基づき対応するよう周知徹底すること。
- 特に、水道・電気などのライフラインの切断事故は、一般市民生活や企業活動など社会的にも多大な障害を及ぼす可能性が高いことから、想定外の位置や深さに埋設物が存在する可能性を常に念頭に十分注意するよう周知徹底すること。